

## 被害者の救済

国土交通省においては、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して、被害者救済事業を実施。

# 重度後遺障害被害者への支援

#### ○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺 障害者に対する専門的治療を実施



#### ○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の 購入等に充てる費用を支給

#### ○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や 悩みの聴取等により支援

### ○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、 短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所 できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況(令和2年4月現在)> 協力病院:205箇所、協力施設:136箇所

### ○在宅生活支援環境整備事業の実施

在宅重度後遺障害者が介護者なき後等に グループホーム等の障害者支援事業所へ 入所し生活することができるよう事業所の 受入体制を整備

### 事故の相談・解決

- (公財) 日弁連交通事故相談センター による法律相談
- ○救急医療機器整備事業

### 交通遺児への支援

- ○賠償金を基にした**育成給付金**の支給
- ○生活資金の無利子貸付 ○交通遺児の集いの開催

## 自動車事故の防止

- ○ASV(先進安全自動車)の普及
- ○運行管理の高度化に資する機器等 普及、社内安全教育実施
- ○プロドライバー等に対する安全 運転意識向上に係る教育等



#### ○自動車アセスメント・・・

実車を用いた衝突試験等の結果の 公表により、車両の安全性能を 向上

